

Q1-1. 新型コロナウイルス感染症への対応について

昨年来の新型コロナウイルスのパンデミックで、現在、新規感染者が急増しています。障害のある人には基礎疾患をもつ人も多く、不安な毎日を余儀なくされています。この状況について貴党のお考えを以下の選択肢に○をつけてお答えください。(1つ)

- ①政府の対策は十分である。
- ②感染者が増え、政府の対策には多少問題がある。
- ③政策が後手後手で感染者が増大してしまい、政府の責任は大きい。
- その他、又は上記のお答えの理由について簡単に教えてください。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
●その他 従来とは比較にならない感染力を有するとされるデルタ株の拡大によって、新規感染者が急増しています。コロナ対策については、様々な方々のご意見を伺いながら、その都度、政府に対策を求めてきており、病床の確保をはじめ、必要な対策に全力で取り組んでいます。ご指摘のように、障害のある人には基礎疾患を持つ方も少なくないところ、ワクチン接種においても、基礎疾患を有する方に優先的に接種を進めています。	③政策が後手後手で感染者が増大してしまい、政府の責任は大きい。 政府が進めてきた「withコロナ(社会経済と感染対策の両立)」では、これまでの間、感染抑制と感染拡大の波が何度となく繰り返され、社会経済活動の制約が長期にわたり、国民生活や経済に深刻な影響を与えています。感染防止対策と医療支援、そして生活者・事業者支援を集中的に展開し、感染拡大の波を十分に収束させ、その状態を継続させることで感染を封じ込め、通常に近い生活・経済活動を取り戻し、国民生活と経済を力強く再生させるべきと考えます。	●その他 これまでの緊急事態宣言や重点措置の継続・拡大にも関わらず、デルタ株への置き換わりが進み、感染者数はこれまでにない規模で全国的に増加しています。重症者数も過去最大規模となり、死亡者数も増加傾向が見え始め、全国各地で災害レベルの状況にあると認識しています。このままでは救える命が救えない危機的な状況が危惧されるため、接触の機会を更に削減するとともに、医療体制の強化や保健所業務の支援強化などが必要であると考えます。	③政策が後手後手で感染者が増大してしまい、政府の責任は大きい。 基礎疾患のある障害者にとって、コロナ感染は命取りになりかねません。医療体制の強化をおこない、大規模検査とワクチン接種をセットでおこなうこと、補償と生活支援を手厚くすることが必要です。	●その他 全国民のワクチン接種3回分確保やワクチン接種100万回/日体制までもっていったこと等は評価。反面リスク・コミュニケーションが不十分で、国民のみならずの安心感醸成に至っていない。	③政策が後手後手で感染者が増大してしまい、政府の責任は大きい。 政府が優先すべきは感染予防対策、医療体制の強化ですが、「Go TOキャンペーン」に巨額の予算を注ぎ込み感染を拡大させました。「緊急事態宣言」も常にタイミングが遅く中途半端で効果を低減させています。オリンピック・パラリンピックの強行で生命を危険に晒しています。	③政策が後手後手で感染者が増大してしまい、政府の責任は大きい。 障害者の中には重症化リスクのある方もいらっしゃいますし、感染して入院した場合、慣れている介助・コミュニケーション支援者が感染防止対策の為に付添いできなくなり、療養環境が障害のない人に比べ悪化する可能性があります。すでに地域で自立生活を行っている障害者が、入院時の介護の付き添いを断られ、入院できず、自宅療養の末に亡くなった方も出てきている状況です。また介助者・支援者が感染源にならないように、障害当事者だけでなく、障害者が利用する事業所・施設の職員にも医療従事者同様、優先的にワクチン接種・PCR検査が必要であると、れいわ新選組は政府に要請してきました。しかし、その体制整備が遅れ、残念ながら障害者の入所施設、デイサービス等の事業所でクラスターが発生し、お亡くなりになる利用者さんが発生してしまっています。	

Q1-2. 新型コロナウイルス感染症後遺症への対応について

新型コロナウイルスに感染した後で後遺症に苦しんでいる人が少なくありません。アメリカの国立研究所では、難病の筋痛性脳脊髄炎との関連について、昨年から研究が行われています。後遺症対策について貴党のお考えを以下の選択肢に○をつけてお答えください。(1つ)

- ①予算を大幅に増やし、国として積極的に後遺症対策について取り組む。
- ②当面は感染対策に力を入れ、収束後に後遺症対策を検討する。
- ③後遺症は時間が経てば治るので、今のままでよい。
- その他、又は上記のお答えの理由について簡単に教えてください。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
●その他 新型コロナウイルス感染症の後遺症で苦しんでいる多くの声を耳にします。後遺症については、未だ明らかになっていない点も多く、速やかにその実態を明らかにしていくことが重要と考えており、様々な研究を進めていきます。	①予算を大幅に増やし、国として積極的に後遺症対策について取り組む。 新型コロナウイルス感染症の後遺障害に関する研究調査を継続するとともに、ME/CFS(筋痛性脳脊髄炎/慢性疲労症候群)との因果関係の解明に不可欠な神経免疫系の研究調査をはじめ、拡充すべきと考えます。	①予算を大幅に増やし、国として積極的に後遺症対策について取り組む。 新型コロナウイルス感染症の後遺症については、実態把握や原因究明の調査・研究を進め、対応策を検討するべきと考えます。国会での質疑において、ご指摘の筋痛性脳脊髄炎等との関係についての研究も含め後遺症対策に力を入れるよう政府に求め、「スピード感を持って対応していきたい」との答弁を引き出しました。	①予算を大幅に増やし、国として積極的に後遺症対策について取り組む。 コロナの特徴は、中・重症症にいたらずとも、後遺症に苦しむ人が多数いることです。特に、コロナの感染を契機として筋痛性脳脊髄炎/慢性疲労症候群(ME/CFS)を発症する事例の多発が各国で報告されています。日本でも今後、ME/CFSの患者が大幅に増えることが懸念されます。さらなるコロナウイルスの実態解明や治療法の確立・ME/CFSの診療・研究体制の確立、後遺症患者への社会保障の充実が必要とされます。	●その他 大阪府で実現した後遺症専門相談窓口の設置を全国に広げるなど、医療機関と連携し最新の知見に基づいた対策を国としても行っていくべきと考えます。	①予算を大幅に増やし、国として積極的に後遺症対策について取り組む。 ウイルス感染が契機となって筋痛性脳脊髄炎、慢性疲労症候群が発症する可能性があります。診断、治療等、対策を早急に整備する必要があります。新興ウイルス感染症が定期的に発生している現状を踏まえれば、手厚い後遺症対策、副作用対策は不可欠です。	①予算を大幅に増やし、国として積極的に後遺症対策について取り組む。 新型コロナウイルスは海外ではlong-Covidと言われ、大きな関心を集めています。全容はまだ全く解明されていませんが、我が国も大幅に研究予算を増やして対応する必要があります。健康者だけではなく、障害者に対する後遺症の影響を解明し、治療方法を確立するべきです。	

Q2. 防災ならびに災害対策について

東日本大震災(2011年)の被害は甚大かつ深刻で、被災された方にとつての復興は未だの現状です。その後、各地で自然災害が頻発しており、障害のある人にとつての安心・安全のための施策は不十分です。生命に直結する防災ならびに災害対策について貴党のお考えを以下の選択肢に○をつけてお答えください。(いくつでも)
 ①避難所の環境は障害のある人にとつて利用しづらい現状であるが、災害時は仕方ないので我慢してもらいたい。
 ②災害時、障害のある人は、多様な障害に配慮された福祉避難所に避難できるよう整備されるべきである。
 ③災害時に備えて、障害のある人と一緒に避難訓練を防災の専門家を交えて地域ごとに実施されるべきである。
 ●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお答えください。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
<p>②災害時、障害のある人は、多様な障害に配慮された福祉避難所に避難できるよう整備されるべきである。 ③災害時に備えて、障害のある人と一緒に避難訓練を防災の専門家を交えて地域ごとに実施されるべきである。</p>	<p>②災害時、障害のある人は、多様な障害に配慮された福祉避難所に避難できるよう整備されるべきである。 ③災害時に備えて、障害のある人と一緒に避難訓練を防災の専門家を交えて地域ごとに実施されるべきである。</p>	<p>②災害時、障害のある人は、多様な障害に配慮された福祉避難所に避難できるよう整備されるべきである。 ③災害時に備えて、障害のある人と一緒に避難訓練を防災の専門家を交えて地域ごとに実施されるべきである。</p>	<p>②災害時、障害のある人は、多様な障害に配慮された福祉避難所に避難できるよう整備されるべきである。 ③災害時に備えて、障害のある人と一緒に避難訓練を防災の専門家を交えて地域ごとに実施されるべきである。</p>	<p>②災害時、障害のある人は、多様な障害に配慮された福祉避難所に避難できるよう整備されるべきである。 ③災害時に備えて、障害のある人と一緒に避難訓練を防災の専門家を交えて地域ごとに実施されるべきである。</p>	<p>②災害時、障害のある人は、多様な障害に配慮された福祉避難所に避難できるよう整備されるべきである。 ③災害時に備えて、障害のある人と一緒に避難訓練を防災の専門家を交えて地域ごとに実施されるべきである。</p>	<p>②災害時、障害のある人は、多様な障害に配慮された福祉避難所に避難できるよう整備されるべきである。 ③災害時に備えて、障害のある人と一緒に避難訓練を防災の専門家を交えて地域ごとに実施されるべきである。 ●その他</p>	<p>②の福祉避難所の整備と共に、れいわ新選組は、一次避難所として指定されている学校や公立施設のバリアフリー化・新築化を促進し(2020年12月25日付「学校バリアフリー化の促進通知」が文科省から出ています。)誰もが排除されずに受け入れられるインクルーシブな避難所にしていくことが重要と考えています。設備だけでなく、様々な障害のある子ども共に学ぶインクルーシブ教育が実践されている学校では、平時から様々な障害への対応がされており、地域の拠点として避難時に有効な資源となります。(具体例：熊本県の際の熊本大学で障害者・高齢者を受け入れインクルーシブな避難所を展開。東日本大震災の際、宮城県石巻市で胃ろうで医療的ケアの必要なお子さんが、自ら通っている中学校で避難生活を送った。)また、東日本大震災の災害関連死の24.6%、つまり4人に1人が障がい者であつて健常者の死亡率に比べると倍段に高い数値ですが、この災害関連死の大きな要因の一つに避難所のトイレの問題があります。食料と同じようにトイレは命を左右するほどの重要な問題です。避難所のトイレが汚かったり、使いづらいことも多く、トイレの使用頻度を減らすために水分を控えてしまい、体調をくずしたり、エコノミー症候群や熱中症になり、最悪の場合死にもつながってしまいます。これを解決する手段として、れいわ新選組は、車いすでも使いやすい便房スペースを確保しやすく、衛生的なマンホールトイレの設置の促進をしています。すでに令和2年10月23日付けで各自治体に向け「避難所におけるマンホールトイレ導入の検討について」という通知も出されています。</p>
<p>③災害時、障害のある人が福祉避難所に避難できるようにすることは重要である。指定福祉避難所の受入対象者について、平素からの当該施設を利用している者、当該福祉避難所の体制などの実情等を踏まえ、受入対象者あらかじめ特定し、指定の順に公示できるような制度が整備されています。(例えば、障害者福祉施設が障害者を受入対象者として特定することなどが考えられます。)受入対象者を特定することは、受入対象者の支援内容や必要な物資の備蓄の準備等を一層進めること、指定福祉避難所への直接の避難を促進していくことになると考えられます。こうしたことについて、国が「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を策定し、自治体に対して周知しているところであり、政府与党一体となり整備に努めます。</p>	<p>災害対策基本法の改正を踏まえ、災害で誰も取り残すことがないよう、高齢者や障がい者などが避難計画策定や防災教育段階から関与する「インクルーシブ防災」を推進し、災害弱者対策を強化します。また「インクルーシブ防災」の実現に向けて、避難所等のバリアフリー化のための改修の要件拡大を進めます。</p>	<p>災害時に自力での移動が難しい障がい者など「避難行動要支援者」の個別避難計画の策定を全国で着実に進め、福祉施設の避難確保計画の策定も含め平時と災害時を繋ぐ地域の防災福祉の新たな仕組みづくりを推進します。</p>	<p>福祉避難所の指定を拡充していくとともに、実際に災害が起きたときに機能するよう、整備をすすめます。住民とおしのつながりが希薄になっており、避難訓練をおこなうことで互いの存在を知らせ合うことにもつながります。避難計画の策定段階から障害のある人の意見を幅広く取り入れて、具体的な対策がなされるようにすべきです。</p>	<p>危機管理の想定と対応には事前準備と訓練が必要。障害のある人がどりのこされてはならない。</p>	<p>災害時の死亡、被害を受ける度合いは障害者がより高い。その視点を加えて災害の調査を検証・蓄積し、防災・災害対策を策定すること。その際、柔軟性と迅速性をもつ当事者・市民団体を重視し、平時から連携を築いておくことが重要です。</p>		
<p>③地域特性も踏まえ、地域全体で防災訓練を継続的に実施することは重要である。避難行動要支援者ごとに、避難先等の情報を記載した個別避難計画の作成することは、市町村長の努力義務とされていますが、計画の実効性を高めるには訓練を通じた改善が重要です。こうしたことを踏まえ、考え得る様々な災害や被害を想定し、「防災」と「福祉」とが緊密に連携の上、住民など地域の関係者の参加を得ながら実施することが重要であると考えます。</p>							

Q3-1 旧優生保護法被害者に対する補償について

旧優生保護法下での強制不妊手術など障害のある人に対する重大な人権侵害が明らかになり、8地域で提訴されています。一時金支給法が施行されましたが、被害者25,000人(厚労省発表)のうち、支給認定されたのは僅か931人(7月末)です。この問題について貴党のお考えを以下の選択肢に○をつけてお答えください。(1つ)
 ① 当面は一時金支給法による支給を行っていく。
 ② 国として被害者に謝罪をし、その上でその意を込める形で相応の補償額とすべきである。
 ●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお答えください。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
<p>●その他</p> <p>一時金の支給対象者が確実に請求を行うことができるよう、様々な機会を捉えて積極的に周知広報を行うことが重要と考えています。これまでも政府において、ホームページ・SNS等を活用した周知、障害者関係団体と連携した周知・広報、障害特性に配慮した手帳・学習付動画、音声版リーフレット等を作成、配布などにより制度の周知に取り組まれてきたと承知しています。引き続き、障害者関係団体などにも協力をいただきながら、積極的な周知広報に努めます。</p>	<p>① 当面は一時金支給法による支給を行っていく。</p> <p>旧優生保護法下での強制不妊手術被害者に対する一時金支給法の施行を受け、地方自治体と連携し、対象者への周知に取り組みむべきと考えます。</p>	<p>① 当面は一時金支給法による支給を行っていく。</p> <p>旧優生保護法に基づく不妊手術の強制は重大な人権侵害であり、被害者の高齢化が進んでいることから早期の救済が必要と判断し、旧優生保護法に基づき不妊手術を強制された方々に一時金を支給する議員立法の制定を実現しました。この一時金は、まだ多くの方々に御申請いただいていない状況にあるため、より多くの方々に支給していただけるよう、一時金支給法等について丁寧に周知していく必要があると考えます。</p>	<p>② 国として被害者に謝罪をし、その上でその意を込める形で相応の補償額とすべきである。</p> <p>国が自ら人権侵害をおこなってきたことの謝罪を、一時金支給法にも明記するよう改正すべきであり、その意を込める相応の補償額に引き上げるべきです。また、被害者の高齢化がすすんでいることや、被害者にあつていることを認識できない人もいることから、「申請主義」をやめ、被害者の立場に立つて救済する制度にすべきです。</p>	<p>① 当面は一時金支給法による支給を行っていく。</p>	<p>① 当面は一時金支給法による支給を行っていく。</p> <p>旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術等を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、真摯に反省し、心から深くおわびするとともに、国が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対し、一時金を支給します。</p>	<p>② 国として被害者に謝罪をし、その上でその意を込める形で相応の補償額とすべきである。</p> <p>支給認定の低さは、この問題の本質を示しています。旧法によって、存在を否定され差別され続けてきた被害者が、自ら情報を得て申請する障壁は多く非常に高い。旧法に関して、国による調査、検証、総括、反省、謝罪、そして生涯に渡る被害を救済するための補償が必要です。</p>	<p>② 国として被害者に謝罪をし、その上でその意を込める形で相応の補償額とすべきである。</p> <p>一時金支給法の前文では、国が主体となつての反省と被害者への謝罪の表明が不明確です。国としての被害者への謝罪表明が、人権回復の第一歩と考へます。また、申請主義では被害者にとってハードルが高いため、プライバシーに配慮した形で、国の調査で被害が認定された方全員に支給される方法を早急に考えていってほしいと思います。</p>

Q3-2 「除斥期間」について

これまで6地裁で判決が出されました(8月3日現在)。それらの共通点は、旧優生保護法は遺憲としながら、不法な行為であってもその行為の日から20年を過ぎると訴訟の権利を失うという「除斥期間」の壁はどうにもならないことを理由に原告の請求を棄却しています。国家による大規模な犯罪的行為に対し、到底納得できません。この問題について貴党のお考えを以下の選択肢に○をつけてお答えください。(1つ)
 ①「除斥期間」は法律で定められていることであり、仕方がない。
 ② 優生保護法被害者の実態から、「除斥期間」の起算点を考慮すべきである。
 ③ 判決を出すにあたって「除斥期間」を考慮すべきではない。
 ●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
●その他	② 優生保護法被害者の実態から、「除斥期間」の起算点を考慮すべきである。	●その他	③ 判決を出すにあたって「除斥期間」を考慮すべきではない。	①「除斥期間」は法律で定められていることであり、仕方がない。	② 優生保護法被害者の実態から、「除斥期間」の起算点を考慮すべきである。	③ 判決を出すにあたって「除斥期間」を考慮すべきではない。	③ 判決を出すにあたって「除斥期間」を考慮すべきではない。
判決でそのような言及があったことは承知していますが、司法の判断に対するコメントは差し控させていただきます。	被害に遭われた方が社会的差別や偏見がある中で、手術の違法性を認識し、訴訟を提起して被害回復を図ることは困難であったと考えます。	裁判を起こすことができない方も多くいらっしゃるであろうことから、いち早く、より広く支援するために、旧優生保護法に基づき不妊手術の強制された方々に一時金を支給する議員立法の制定を実現しました。一方で、旧優生保護法に関する訴訟は現在も訴訟が係属中であると認識しており、引き続き司法の判断を注視して参ります。	提訴した人の中には、最初の訴訟報道を受けて自らの被害を自覚した人がいます。国が推進した施策の被害なものもかわらず、「もっと前に提訴することができたら」「時効」を持ち出すのは許されません。除斥期間の適用はやめ、被害の真実で判断されるべきです。	法治国家である以上、除斥期間制度を無視するわけにはいかない。その上で一時金支給法附則第2条には請求の期限の検討があり、期限の検討時に除斥期間の件も合わせて検討することは考えられる。		原告は、自分に強制された不妊手術が法律を根拠としたものであり、行政等が推進していたという事実を知る機会が全くなかった。旧法の差別性・特性、また1996年改正においては実質的な国会審議はなく、知る機会を奪われていたとも言えます。「除斥期間」の適用は不当です。	国は、優生保護法を母体保護法に改正した際も、優生手術の適正性・不当性について十分に周知しておらず、「優生手術に対する謝罪を求めたい」という事実を知る機会が全くなかった。旧法の差別性・特性、また1996年改正においては実質的な国会審議はなく、知る機会を奪われていたとも言えます。「除斥期間」の適用は不当です。

Q4 障害者差別解消法の見直しについて

障害を理由とする差別の解消を推進する法律(障害者差別解消法)が改正されました。差別の定義化など、積み残し課題については基本方針に委ねられ、障害者政策委員会の動向を注視してまいります。障害者差別解消法の今後の見直しについて貴党のお考えを以下の選択肢に○をつけてお答えください。(1つ)
 ① 一定期間の後、早い段階で再度見直しを行う。その際、実効性を図るため、差別の定義を盛り込み、裁判外紛争解決の確固たる仕組みの構築など、残された課題を法改正の形で実現していく必要がある。
 ② 障害者差別解消法の問題点は十分認識しているため、再度の見直しについては可能な範囲で進めていく。
 ③ 障害者差別解消法の再度の見直しについては、時間をかけて慎重に議論していく。
 ④ 障害者差別解消法の再度の見直しは必要ない。
 ●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
●その他	① 一定期間の後、早い段階で再度見直しを行う。その際、実効性を図るため、差別の定義を盛り込み、裁判外紛争解決の確固たる仕組みの構築など、残された課題を法改正の形で実現していく必要がある。	●その他	① 一定期間の後、早い段階で再度見直しを行う。その際、実効性を図るため、差別の定義を盛り込み、裁判外紛争解決の確固たる仕組みの構築など、残された課題を法改正の形で実現していく必要がある。	① 一定期間の後、早い段階で再度見直しを行う。その際、実効性を図るため、差別の定義を盛り込み、裁判外紛争解決の確固たる仕組みの構築など、残された課題を法改正の形で実現していく必要がある。	① 一定期間の後、早い段階で再度見直しを行う。その際、実効性を図るため、差別の定義を盛り込み、裁判外紛争解決の確固たる仕組みの構築など、残された課題を法改正の形で実現していく必要がある。	① 一定期間の後、早い段階で再度見直しを行う。その際、実効性を図るため、差別の定義を盛り込み、裁判外紛争解決の確固たる仕組みの構築など、残された課題を法改正の形で実現していく必要がある。	① 一定期間の後、早い段階で再度見直しを行う。その際、実効性を図るため、差別の定義を盛り込み、裁判外紛争解決の確固たる仕組みの構築など、残された課題を法改正の形で実現していく必要がある。
本年5月に成立した障害者差別解消法改正法においては、現時点において制定時のような具体的な検討課題までは想定されていないことから検討規定は取られていませんが、内閣府に設置されている障害者政策委員会は、障害者基本計画の実施状況を監視することとされており、検討規定の有無にかかわらず、同計画に盛り込まれている差別の解消等の取組みとして、本法の施行状況についても必要に応じて議論いただくことになると考えております。	障がいのある無によって分け隔てられることなく、自立した生活が送れるよう、障がいのある人もない人もともに生きる共生社会を実現するため、改正障害者差別解消法の付帯決議を踏まえるとともに、裁判外紛争解決の仕組みの検討など、同法の実効性ある運用を目指します。	障害者差別解消法については、今般、合理的配慮の提供を事業者に義務付けるなどの改正を行いましたので、その円滑な施行に取り組めます。基本方針等において、差別の定義に係る基本的な考え方や、障がいのある女性や性的少数者等への複合的な差別の解消、障がいの分野に応じた具体的な差別事例や合理的配慮の提供事例等を盛り込むよう検討を進めます。	法改正は民間事業者の合理的配慮の義務化が盛り込まれましたが、まったく不十分なものです。障害者権利条約にもとづいて、あらゆる差別をなくすために、早い時期に見直しをおこなうべきです。			同法は基本方針で不当な差別的扱い、合理的配慮の不提供を差別として示していますが、差別の定義が示されていません。間接差別、ハラメント、複合差別等に加え、差別の定義を明確にすべきです。法の実効性を担保するために、相談、紛争解決の仕組みは不可欠です。	れいわ新選組は、5月の障害者差別解消法改正に際しては、差別の定義に「間接差別」「交差差別(複合差別)」を加えること、ワンストップの独立した紛争解決機関の設置を付帯決議に盛り込むよう働きかけております。

Q5 障害者虐待防止法改正について

障害者虐待防止法(2012年施行)では、虐待を発見した場合の自治体などへの通報義務の対象から病院、学校などが外されており、それらも対象に組み込んだ見直しが課題となっています。このことについて貴党のお考えを以下の選択肢に○をつけてお答えください。(1つ)
 ① 法の附則第2条を鑑み、学校、保育所等、医療機関、官公署等も通報義務の対象に含めるべきである。
 ② 通報義務の対象に学校、保育所等、医療機関、官公署等を含めるのは時期尚早である。
 ●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
●その他	①法の附則第2条を鑑み、学校、保育所等、医療機関、官公署等も通報義務の対象に含めるべきである。	●その他	①法の附則第2条を鑑み、学校、保育所等、医療機関、官公署等も通報義務の対象に含めるべきである。	①法の附則第2条を鑑み、学校、保育所等、医療機関、官公署等も通報義務の対象に含めるべきである。	①法の附則第2条を鑑み、学校、保育所等、医療機関、官公署等も通報義務の対象に含めるべきである。	①法の附則第2条を鑑み、学校、保育所等、医療機関、官公署等も通報義務の対象に含めるべきである。	①法の附則第2条を鑑み、学校、保育所等、医療機関、官公署等も通報義務の対象に含めるべきである。
厚生労働省の調査研究では、これらの施設において障害者への虐待のみが通報対象となると、障害者以外の方への対応と不整合が生ずる等の理由から、当該施設の管理者等における研修の実施等の虐待防止措置の実効性の確保に取り組みむこととされており、これらの点を十分踏まえ対応が必要と考えます。	学校、病院の通報の義務化など第三者によるチェック体制を整備することなど、障害者虐待防止法を改正し、病院や学校等での虐待防止を進めるべきと考えます。	障害者虐待防止法の検討規定に基づき、「学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止並びに障害者の安全の確保又は安全の確保を効果的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度」について、「児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等に関する法制度全般の見直しの状況」や「この法律の施行状況等」を踏まえ、適切な見直しを検討すべきと考えます。	法の見直し時期をとうに過ぎており、一刻も早い通報義務の拡大を含めた「改正」をおこなうべきです。			障害者に対する虐待事件は後絶ちません。特に精神科病院は社会から隔離されていることが多く、暴力等の虐待が起こりやすい場所です。学校、保育所等、医療機関、官公署等を通報義務の対象とすることで、虐待の発生防止、禁止の効果が見られたいと考えます。	障害者がある幼児、子どもは、障害のない幼児、子ども以上に虐待されやすく、また被害を訴えづらい、訴えても知恵の障害等で信用してもらえないという事情があります。学校、保育所に通報義務は絶対に必要と考えます。また、医療機関、とりわけ精神科病院での虐待は看過できない状況であり、通報義務の対象にすべきと考えます。

NPO法人日本障害者協議会・障害者政策に関する公開質問状への回答(2021年秋(衆院選))

◇政党の並びは左から現在の衆院勢力順です。

Q6-1 障害者の労働政策について(検討の方法、あり方について)

厚労省の障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会が6月に報告書を取りまとめ、今後は、そこで整理された課題を福祉部局と労働部局がそれぞれ持ち帰り検討することになっています。両部局が同じテーブルで検討する枠組をせっかく作ったのに、具体的な検討はそれぞれ持ち帰るのでは、従来の枠を超えないことが危惧されます。この問題に対する貴党のお考えを以下の選択肢に○をつけてお答えください。(1つ)
 ① 障害のある人の就労支援に関しては、現在の福祉部局と労働部局をあわせて新たな部局を設置し、切れ目のない総合的な施策を講じる体制を整備する必要がある。
 ② 今回の報告書については、法改正まで両部局合同で検討する必要がある。
 ③ 課題の整理は両部局合同で行い、それを踏まえた法改正についてはそれぞれ部局が持ち帰るのがよい。
 ④ 福祉部局と労働部局の分担は従来通りのままでよい。
 ●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
③ 課題の整理は両部局合同で行い、それを踏まえた法改正についてはそれぞれ部局が持ち帰るのがよい。	② 今回の報告書については、法改正まで両部局合同で検討する必要がある。	●その他	① 障害のある人の就労支援に関しては、現在の福祉部局と労働部局をあわせて新たな部局を設置し、切れ目のない総合的な施策を講じる体制を整備する必要がある。	② 今回の報告書については、法改正まで両部局合同で検討する必要がある。	③ 課題の整理は両部局合同で行い、それを踏まえた法改正についてはそれぞれ部局が持ち帰るのがよい。	① 障害のある人の就労支援に関しては、現在の福祉部局と労働部局をあわせて新たな部局を設置し、切れ目のない総合的な施策を講じる体制を整備する必要がある。	④ 障害のある人の就労支援に関しては、現在の福祉部局と労働部局をあわせて新たな部局を設置し、切れ目のない総合的な施策を講じる体制を整備する必要がある。
課題の整理は両部局合同で行い、それを踏まえた法改正についてはそれぞれ部局が持ち帰るのがよい。	障がいのある人のニーズを踏まえ、障がい種別や程度、年齢、性別を問わず、難病患者も含めて、家族介護だけに頼らずに、障がいのない人とともに、安心して地域で自立した生活ができるようにするためには、切れ目のない支援が必要であり、福祉部局と労働部局が一体となって検討すべきと考えます。	「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会」では、対応策の具体的な方向性を見出すために、雇用施策と福祉施策それぞれの関係者が会議体を構成し、ヒアリング等も含め、多くの方々のご協力により報告書が取りまとめられました。政府は今後、それぞれ制度所管ごとの審議会で具体的な議論を進めることとしていますが、本検討会の成果を踏まえ、その成果を活かすことが重要です。障がい者雇用施策と福祉施策の連携を強化し、両者の一体的な推進による効果的・切れ目のない支援体制の構築に向けて、見直しの検討を加速化すべきだと考えます。	はたらく障害者の合理的配慮をすすめるために、福祉と労働を合わせた部局の設置が必要である。	新たな部局設置には時間がかかる。両部局で整理し、一旦持ち帰り各部局で検討した上で何度も両部局で議論した方が、時間を有効に使ってじっくり検討できる。		障害者が社会の構成員として働くことを推進するためには、障害者雇用と福祉施策の連携強化が必要である。行政の縦割りをなくして相談窓口等の一本化、雇前、福祉、両施策を担える専門員の育成と確保、事業所体型的見直し等が必要である。	福祉と労働の連携を言いつつ、具体的な検討は分かれて行うのは不合理と考えます。ワーキングチームのような合同部局をつくらせて検討すべきと考えます。

Q6-2. 障害者の労働政策について(特別事業について)

昨年10月からの重度障害者等就労支援特別事業により、福祉部局と労働部局が連携して重度障害のある人が働く際の通勤支援や職場での介助等が進められています。しかし、対象が最重度の人に限定されていることや、福祉施策は市町村の任意施策として実施することなどから、実施する市町村は増えていません。この事業について貴党のお考えを以下の選択肢に○をつけてお答えください。(1つ)
 ① 上記特別事業を抜本的に拡充し、通勤支援及び就業中の生活支援を希望する障害のある人が、必要に応じて重度訪問介護、同行援護、行動援護、居宅介護等の障害福祉サービスを働く場面で利用できるようにする必要がある。
 ② 上記特別事業の実施を市町村に促すことで、障害のある人の働く機会を増やす必要がある。
 ③ 上記特別事業に取り組む市町村が増えないのなら、これを終了するのがよい。
 ●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
② 上記特別事業の実施を市町村に促すことで、障害のある人の働く機会を増やす必要がある。	① 上記特別事業を抜本的に拡充し、通勤支援及び就業中の生活支援を希望する障害のある人が、必要に応じて重度訪問介護、同行援護、行動援護、居宅介護等の障害福祉サービスを働く場面で利用できるようにする必要がある。	② 上記特別事業の実施を市町村に促すことで、障害のある人の働く機会を増やす必要がある。	① 上記特別事業を抜本的に拡充し、通勤支援及び就業中の生活支援を希望する障害のある人が、必要に応じて重度訪問介護、同行援護、行動援護、居宅介護等の障害福祉サービスを働く場面で利用できるようにする必要がある。	② 上記特別事業の実施を市町村に促すことで、障害のある人の働く機会を増やす必要がある。	② 上記特別事業の実施を市町村に促すことで、障害のある人の働く機会を増やす必要がある。	① 上記特別事業を抜本的に拡充し、通勤支援及び就業中の生活支援を希望する障害のある人が、必要に応じて重度訪問介護、同行援護、行動援護、居宅介護等の障害福祉サービスを働く場面で利用できるようにする必要がある。	① 上記特別事業を抜本的に拡充し、通勤支援及び就業中の生活支援を希望する障害のある人が、必要に応じて重度訪問介護、同行援護、行動援護、居宅介護等の障害福祉サービスを働く場面で利用できるようにする必要がある。
上記特別事業の実施を市町村に促すことで、障害のある人の働く機会を増やす必要がある。取組事例の周知など、丁寧な情報発信を行うことで市町村の取組を更に促進していくことが重要と考えています。	改正された障害者総合支援法の付則を踏まえ、重度訪問介護の支援区分中度者への対象拡大等について、検討を進めるべきと考えます。また、通勤や就労中に利用できない重度訪問介護サービスについて、利用を可能にするため、「重度訪問介護支援拡大法案」を制定すべきと考えます。	重度障害者等就労支援特別事業は、長年課題であった通勤や職場等における支援に対応し、重度障がい者等の就労を実現するため、雇用施策と福祉施策が一体的に実施する取り組みであると理解しています。今後、利用実態を把握するとともに、好事例を収集し、幅広い障害者に共有し取り組みが広がるようにするなど、引き続きより使いやすいものとなるよう取り組みが必要だと考えます。	厚労省は障害者の「就労」を促している一方で、福祉サービスを「経済活動」には使ってはいけないという「原則」をたてにして、障害者の就労を妨害しています。重度障害者だけでなく、幅広い障害者に労働にかかわる福祉サービスの門戸を開き、働きたい障害者を支援すべきです。			働く意欲や能力があっても、通勤支援や働いている間の介助がなければ働くことを実現できません。雇用と福祉施策の連携を深め、相互補完することが必要だと考えます。	基本的には①を追及すべきと考えます。しかし、なかなか①を実現できない理由があるため、厚労省が必要と考え出たのだと捉えております。特別事業が広がらない場合、重度障害者への通勤・就労のニーズが少ないという実績を残してしまうことが懸念されます。そのため②を進める中で、市町村事業では地域格差が生じること、公務員が使えないこと、本来、障害者総合支援法の重度訪問介護、同行援護、行動援護がそのまま働く場で使えれば、通勤・就労・それ以外の生活の部分で時間を分けて利用時間を申請する必要もない、など特別事業の使いづらさを検証することで、①につなげていければと考えております。また、重度訪問介護の就労・就学等を認めないという、告示523号の文言は、障害者の社会参加を妨げており、明らかな差別であり、障害者の人権を侵害しています。介護が必要な障害者だからという理由で、社会参加の権利を国が縛ることはあってはならないことです。告示523号を撤廃し、重度訪問介護をあらゆる場面で社会参加に利用できる制度として実現できるように取り組んでいきたいと思っております。

NPO法人日本障害者協議会・障害者政策に関する公開質問状への回答(2021年秋<衆院選>)

◇政党の並びは左から現在の衆院勢力順です。

Q6-3. 障害者の労働政策について(障害者雇用ビジネスについて)

昨年、新たな障害者雇用ビジネスが拡大しています。こうした事業者が、働く場(農園等)と支援体制等を整備した上で大企業等に参加を呼びかけ、この農園等で働く障害のある人を大手企業等が雇用する形をとり、その企業の雇用率に算定するというものです。こうした新ビジネスについて、貴党のお考えを以下の選択肢に○をつけてお答えください。(2つまで)
 ① 障害のある人にとっては働いている場所と自分を雇用している会社が異なる等、通常ではありえない仕組みであり、道義上問題がある。
 ② 参加する企業は自ら障害者雇用で直接取り組むことなく、雇用率だけを満たすという点で問題がある。
 ③ 障害のある人が満足しているのであれば、良いと思う。
 ④ 問題があるとは思わない。
 ●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
●その他	② 参加する企業は自ら障害者雇用で直接取り組むことなく、雇用率だけを満たすという点で問題がある。	●その他	① 障害のある人にとっては働いている場所と自分を雇用している会社が異なる等、通常ではありえない仕組みであり、道義上問題がある。 ② 参加する企業は自ら障害者雇用で直接取り組むことなく、雇用率だけを満たすという点で問題がある。	③ 障害のある人が満足しているのであれば、良いと思う。	③ 障害のある人が満足しているのであれば、良いと思う。	① 障害のある人にとっては働いている場所と自分を雇用している会社が異なる等、通常ではありえない仕組みであり、道義上問題がある。 ② 参加する企業は自ら障害者雇用で直接取り組むことなく、雇用率だけを満たすという点で問題がある。	① 障害のある人にとっては働いている場所と自分を雇用している会社が異なる等、通常ではありえない仕組みであり、道義上問題がある。 ② 参加する企業は自ら障害者雇用で直接取り組むことなく、雇用率だけを満たすという点で問題がある。
ご指摘の事例については、その事業の詳細を把握しておらず、一律にその是非を申し上げることはできませんが、事業主には、適切な雇用管理を行っていただくことにより、障害者がその能力や適性を十分発揮し、活躍できる職場環境作りを進めていただくことが必要であると考えています。	福祉的就労利用者の一般就労への移行を進めるため、現行の雇用率制度に基づく一般就労のあり方に関する検討を加え、すでに公共団体で導入事例のある多様な就労場の創出や、尊厳ある生活を維持できる移動所得の確保を目指します。	障がい者雇用の促進にあたっては、適切な雇用管理のもとで、働く方々がお互いの個性を尊重し、障がいのある方もない方もその能力を十分に発揮して働ける環境をつくるという視点が重要だと考えます。こうした観点から問題がある場合には、厚生労働省による助言・指導や支援等を通じて、問題の解消に向けて取り組むべきと考えます。	法定雇用率を満たすための大企業の抜け道をつくるもので、本来の障害者雇用からはずれており、是正するべきです。	直雇用がベストだが、「安易な雇用」教合わせ雇用ではいけない(例:待機させられたまま)。質問にある「みし雇用」も障がい者雇用のハードルを下げる一つの手段。(出向であれば一般的な仕組み)あとは本人が満足できるか、働かやすいか。		補助金目的の障害者雇用ビジネスの横行は非常に問題です。経営悪化理由に一方的な解雇を行う等の事件も起きています。制度の不備につけ込む民間事業者を規制すると同時に、安易に制度を設計し民間業者に丸投げしてきた行政の責任を問ひ、抜本的な見直しが必要です。	特例子会社制度を適用した大企業の障害者雇用をまとめて預け負うビジネスは、違法ではないが、インクルーシブな働き方ではないと考えます。雇用率達成ありきの障害者雇用促進法を抜本的に見直す必要もあると考えます。

Q7-1. 措置入院の退院後支援のあり方について

精神科病院の措置入院者の退院後の支援体制について、実際には警察をその中に組み込んだりも少なくありません。このことについて貴党のお考えを以下の選択肢に○をつけてお答えください。(1つ)
 ① 精神科病院の措置入院者の退院後支援について、警察を入れるべきではない。
 ② 精神科病院の措置入院者の退院後支援について、警察の協力は必要である。
 ③ 精神科病院で、身体拘束や職員による虐待が後を絶たない中、障害者権利条約の考え方に基づいて、障害のある人の自由と人権を基本とする、精神保健福祉法及び関係法令の抜本改正がまず先である。
 ●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
●その他	●その他	① 精神科病院の措置入院者の退院後支援について、警察を入れるべきではない。	① 精神科病院の措置入院者の退院後支援について、警察を入れるべきではない。	② 精神科病院の措置入院者の退院後支援について、警察の協力は必要である。	① 精神科病院の措置入院者の退院後支援について、警察を入れるべきではない。	③ 精神科病院で、身体拘束や職員による虐待が後を絶たない中、障害者権利条約の考え方に基づいて、障害のある人の自由と人権を基本とする、精神保健福祉法及び関係法令の抜本改正がまず先である。	① 精神科病院の措置入院者の退院後支援について、警察を入れるべきではない。 ③ 精神科病院で、身体拘束や職員による虐待が後を絶たない中、障害者権利条約の考え方に基づいて、障害のある人の自由と人権を基本とする、精神保健福祉法及び関係法令の抜本改正がまず先である。
地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドラインによれば、防犯の観点からの警察の参加は認められず、例外的に支援を目的に参加を検討する場合であっても、本人が拒否した場合は、参加は不可とされていることを踏まえ、都道府県等において慎重な対応がなされているものと考えています。	精神疾患による患者やその家族への地域生活支援の強化等を充実させ、地域で自立した生活ができるよう、病院から地域への移行を促進すべきと考えます。移行に必要な生活支援のあり方については、当事者と十分に議論しながら検討します。また、患者の尊厳を守るため、精神科病院での身体拘束の削減を進めるべきと考えます。	厚生労働省が策定した「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」において、退院後支援に関する計画を作成する会議には、「防犯の観点から警察が参加することは認められない」として、例えば退院後に再び自殺を企図するおそれがあると認められる場合等に、本人が警察の参加を拒否した場合は警察を参加させてはならないとしています。各地域において、ガイドラインに基づいて退院後支援を適切に実施すべきであると考えるべきです。	措置入院患者の退院後の支援体制に「警察」を組み込むことは、まるで障害者を「犯罪者」扱いし、「監視」しているようにだと指摘されても仕方ありません。丁寧な専門職によるケアで、生活の基盤を整え、精神障害者が生きやすい社会をつくるのが大切です。			地域で生活ができるよう、医療・福祉を充実させます。病院から地域への移行を促進します。精神保健福祉法に権利保護制度を創設するなど抜本的な改正が必要と考えます。措置入院者の退院後の支援に、警察を入れることは反対です。	退院後支援のための調整会議に警察を関与させることは、精神障害者を危険視する風潮がベースにあり、地域生活の支援では全く監視体制になりかねません。

Q7-2. 精神障害者の生活の場のあり方について

日本は精神科病院の入院率が先進国の中で極めて高いことが特徴であり、医学モデルから社会モデルへの政策の転換が急務となっていますが、精神障害のある人が地域社会で暮らしにくいにはどのような政策が必要でしょうか。貴党のお考えを以下の選択肢に○をつけてお答えください。(2つまで)
 ① 住宅政策
 ② ヘルパー(介助)制度の充実
 ③ グループホームの増設
 ④ ピアサポート・ピアカウンセリング等の充実
 ⑤ 障害者総合支援法による計画相談体制の充実
 ●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
●その他	① 住宅政策 ② ヘルパー(介助)制度の充実	① 住宅政策 ④ ピアサポート・ピアカウンセリング等の充実	① 住宅政策 ② ヘルパー(介助)制度の充実	④ ピアサポート・ピアカウンセリング等の充実 ⑤ 障害者総合支援法による計画相談体制の充実	④ ピアサポート・ピアカウンセリング等の充実	① 住宅政策 ③ グループホームの増設	④ ピアサポート・ピアカウンセリング等の充実 ●その他
精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの実現に向けて、上記の各地域はもとより、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育等について、地域を包括的に確保される体制を構築することが重要と考えています。	当事者の方のニーズを踏まえて検討していきます。精神疾患による患者やその家族への地域生活支援の強化等を充実させ、地域で自立した生活ができるよう、病院から地域への移行を促進します。	精神障がい者等が地域社会において安心して自分らしく暮らせるように、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加・就労、地域の助け合い、教育が包括的に確保されています。そのため、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定では、地域移行支援や居住支援、ピアサポート、精神保健医療と福祉の連携促進等について、評価を充実しました。	退院後にヘルパーさんと一緒に家事や外出などをこなす支援を受けながら、地域での暮らしを楽めます。公営住宅や民間借り上げ住宅、家賃補助などを拡充し、地域での当たり前の暮らしを保障します。			地域生活を送るためには公営住宅、民間アパートの借り上げ等住宅の確保が必要です。グループホームは地域生活の受け皿として必要です。行政の相談支援、当事者同士のサポート、カウンセリング等、人の支えを充実し生活の安心を確保します。	精神障害者が地域で暮らしやすくなるには、当事者によるピアサポートをベースにした居場所の確保、障害福祉施策(ヘルパーや年金等の所得保障)、精神障害の特性に合わせた障害者雇用政策など総合的な政策が必要と考えます。

NPO法人日本障害者協議会・障害者政策に関する公開質問状への回答(2021年秋(衆院選))

◇政党の並びは左から現在の衆院勢力順です。

Q8. 所得保障のあり方について

障害のある人の所得保障のあり方について貴党が重要と思われるものを以下の選択肢に○をつけてお答えください。(2つまで)

- ① 無年金障害者の解消
- ② 障害基礎年金の増額
- ③ 目的別の手当の整備
- ④ 生活保護の拡充(①～③の課題が本筋であるが、当面の対応として)
- その他、又は上記のお答えの理由について簡単に教えてください。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
●その他	●その他	●その他	① 無年金障害者の解消 ② 障害基礎年金の増額	●その他	① 無年金障害者の解消 ② 障害基礎年金の増額	② 障害基礎年金の増額 ④ 生活保護の拡充(①～③の課題が本筋であるが、当面の対応として)	① 無年金障害者の解消 ② 障害基礎年金の増額
障害のある方の所得保障については、障害年金や特別障害者手当等の支給や障害福祉サービスの利用者負担の軽減に加え、2019年10月から、障害基礎年金受給者に対する年金生活者支援給付金の支給により強化したところであり、総合的な対策を進めています。	障がい者の暮らしを支える制度を拡充します。障害年金の引き上げなどを検討します。	障がい者の所得補償を充実する上で、年金制度は重要な役割を果たしています。これまで公明党は、障がい者の就労を年金制度上評価する仕組みや、特別障害給付金の創設などを実現してきました。2019年10月からは、障害年金生活者支援給付金が実施されています。昨年の通常国会では、障害年金と児童扶養手当の併給調整を見直す法改正を行いました。今後さらに、一般就労の拡大や就労継続支援を含め障がい者の就労環境の改善等を通じて、所得保障の充実と社会参加の拡大を推進していきます。	すべて大事ですが、あえて2つを選択しました。障害基礎年金を「暮らせる」年金額になるよう底上げします。底上げのためにも、無年金障害者の解決をはかるためにも、誰が国のように一定期間居住していることが条件の最低保障年金制度の創設を求めます。当面、国は自らの不作為や年金制度の不備を認めて制度を早急に改善し、「特別障害給付制度」を基礎年金と同額に引き上げて、国籍要件のために加入できなかった在日外国人などにも、支給対象を広げます。	既存の障害者支援は据え置いた上で、ベーシックインカム(最低所得保障)の導入を検討している。一律現金給付により、既存制度では支援しきれない方への支援足り得ると考える。	障害基礎年金を「暮らせる」年金額になるよう底上げします。底上げのためにも、無年金障害者の解決をはかるためにも、誰が国のように一定期間居住していることが条件の最低保障年金制度の創設を求めます。当面、国は自らの不作為や年金制度の不備を認めて制度を早急に改善し、「特別障害給付制度」を基礎年金と同額に引き上げて、国籍要件のために加入できなかった在日外国人などにも、支給対象を広げます。	所得保障の基盤はスティグマのない年金制度であり、無年金の解消、生活できる年金水準の確保は喫緊の課題です。コロナ禍が深刻を増すなかで生活保護の拡充は急務です。	障害者が働いて生計を維持できるように十分な収入が得られない場合は、年金や(当面は)生活保護で暮らせるだけの所得保障をすべきと考えます。

Q9. 基本合意と骨格提言について

国(厚労省)は2010年、障害者自立支援法違憲訴訟と基本合意を交わし、それに基づいて「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」の骨格提言が出されました。このことについて貴党のお考えを以下の選択肢に○をつけてお答えください。(1つ)

- ① 基本合意と骨格提言は完全に実現された。
- ② 基本合意と骨格提言はやや実現された。
- ③ 基本合意と骨格提言はほとんど実現されていない。
- ④ 基本合意と骨格提言は全く実現されていない。
- その他、又は上記のお答えの理由について簡単に教えてください。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
●その他	② 基本合意と骨格提言はやや実現された。	② 基本合意と骨格提言はやや実現された。	④ 基本合意と骨格提言は全く実現されていない。	② 基本合意と骨格提言はやや実現された。	② 基本合意と骨格提言はやや実現された。	④ 基本合意と骨格提言は全く実現されていない。	③ 基本合意と骨格提言はほとんど実現されていない。
基本合意と骨格提言は、障害のある方をはじめ、当事者の皆様の思いが込められた貴重なものであり、これまでの制度改正等においてこれらも踏まえ必要な福祉を行っているが、今後とも障害福祉分野における見直しについて、不断の検討を行っていきます。	障がい者の参画を基本とした基本合意と骨格提言が取りまとめられた経緯を尊重し、今後、骨格提言の理念の実現を目指し、検討を深めていくべきだと考えます。	基本合意と骨格提言は着実に進んでいると認識しています。改正障害者総合支援法には、高齢障がい者の介護保険サービスの利用者負担を軽減する仕組みの創設や、入院中も重度訪問介護による支援を可能とすることが盛り込まれています。また、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定は、障がい者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労支援、医療的ケア児への支援などの障がい児支援の推進などの課題に対応しています。さらに、本年の通常国会では、議員立法により「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立しました。引き続き制度の改善等を推進していきたいと考えています。	総合支援法が出されたときに「基本合意」「骨格提言」にもとづく施策をいっぺんに実現するのは難しいので、附則で明記して、3年後に見直すことになりました。しかしその見直しも受益負担の廃止はめどとした中身はまったく反映されず、約束が反故されています。基本合意は、国が司法の場で約束し、骨格提言は国の委託を受けて話し合った部会が正式にまとめた報告書です。国は基本合意と骨格提言にもとづいて国内法を整備する責任があります。	「骨格提言」については、当事者の方の思いが詰まったものであり、これを段階的・計画的に実現していく必要があると考えます。	「骨格提言」については、当事者の方の思いが詰まったものであり、これを段階的・計画的に実現していく必要があると考えます。	障害者自立支援法は障害者総合支援法に改定されましたが、基本合意と骨格提言の内容がきちんと反映しているとは言えません。介護保険優先原則の徹底、新設の自立生活援助など、給付削減の誘導につながるりかねない内容があり問題です。	障害者総合支援法成立後、重度訪問介護の知的・精神障害者への拡大などは段階的に施行され、2018年に法改正が行われたが、もともと積み残された課題(常時介護を要する障害者等に対する支援)＝パーソナルアシスタンスの検討や、障害者の就労の支援、支給決定の在り方など)骨格提言や基本合意の内容はほとんど手付かずのまま残されていると考えます。

Q10. 全世代型社会保障システムについて

国(厚労省)は、全世代型社会保障システムの構築を現在の政策の柱としています。その背景には財源の効率化という問題も横たわっているように思います。このことについて貴党のお考えを以下の選択肢に○をつけてお答えください。(いくつでも)

- ①「全世代型社会保障システム」は世代間を超えた支え合いを目的とするもので、推進すべきである。
- ② 人材や予算をしっかりと確保した上で、個々のニーズに対応できるよう、柔軟な仕組みとするべきである。
- ③ 病床削減なども含め医療と福祉が縮減されているのが実態である。さらに障害者政策と介護保険の統合の議論もくすぶりに続き、利用者目線に立ってそれぞれの分野の特性を引き続き伸ばしていくべきである。
- その他、又は上記のお答えの理由について簡単に教えてください。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
①「全世代型社会保障システム」は世代間を超えた支え合いを目的とするもので、推進すべきである。 ② 人材や予算をしっかりと確保した上で、個々のニーズに対応できるよう、柔軟な仕組みとするべきである。	② 人材や予算をしっかりと確保した上で、個々のニーズに対応できるよう、柔軟な仕組みとするべきである。	①「全世代型社会保障システム」は世代間を超えた支え合いを目的とするもので、推進すべきである。 ② 人材や予算をしっかりと確保した上で、個々のニーズに対応できるよう、柔軟な仕組みとするべきである。	③ 病床削減なども含め医療と福祉が縮減されているのが実態である。さらに障害者政策と介護保険の統合の議論もくすぶりに続き、利用者目線に立ってそれぞれの分野の特性を引き続き伸ばしていくべきである。	●その他	①「全世代型社会保障システム」は世代間を超えた支え合いを目的とするもので、推進すべきである。	③ 病床削減なども含め医療と福祉が縮減されているのが実態である。さらに障害者政策と介護保険の統合の議論もくすぶりに続き、利用者目線に立ってそれぞれの分野の特性を引き続き伸ばしていくべきである。	② 人材や予算をしっかりと確保した上で、個々のニーズに対応できるよう、柔軟な仕組みとするべきである。 ③ 病床削減なども含め医療と福祉が縮減されているのが実態である。さらに障害者政策と介護保険の統合の議論もくすぶりに続き、利用者目線に立ってそれぞれの分野の特性を引き続き伸ばしていくべきである。
人生100年時代の到来やライフスタイルの多様化といった変化の中で、年金、医療、介護、子育てといった社会保障全般にわたる改革を進めることで、現役世代の負担上昇の抑制を図りつつ、全ての世代が安心できる「全世代型社会保障」を構築することが重要である。引き続き、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、総合的な検討を進めていきます。	日本はOECD諸国で唯一、大人が全員働いている世帯(共働き世帯やひとり親世帯など)で所得再分配後にかえって格差が拡大(相対的貧困率が悪化)し、税と社会保障の再分配機能が逆回転しています。その大きな要因となっている社会保障料の逆進性を改善するなど、税と社会保障の仕組みを見直すべきと考えます。その際、「社会保障と税の一体改革」の理念である「全世代型社会保障への転換」を重視します。	①②人口減少・少子高齢化が急速に進む中、2022年から25年にかけては団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、誰もが安心して暮らすことができる全世代型社会保障の構築は喫緊の課題です。その実現に向けて、健康寿命の延伸や重症化予防の推進、安心で質の高い医療提供体制の構築と共に、認知症の人増加にも対応した介護サービス等の充実等により、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる環境を整備します。	全世代型社会保障システムとは、すべての世代で給付を充実させるものでなく、全世代に負担増を強化する施策です。20年連続してきている国の社会保障予算の自然増削減を中止し、それぞれの社会保障分野を強化・拡充できるようにします。障害者施策と介護保険の統合には反対です。	政府・与党の全世代型社会保障システムは仰々しい名前だが実際の仕組みは現状維持で微修正。仕組み自体を新しい時代にあつたものに改革していく必要がある。	政府は全世代型と言いつつも、若い世代と高齢者を対立構造に置き、先の国会で75歳以上(一定以上の所得層)の医療費窓口負担を2倍にし、現役世代の保険料軽減は極小という法案を成立させました。医療、福祉の財源縮小、サービス削減が主眼で、抜本的な見直しが必要です。	財政危機を口実に長らく社会保障費の削減が行われてきたが、この流れを転換させるべきです。財務省が2002年に認めているように、「自国通貨建て国債を発行する国は破綻しない」のですから、もちろん、高所得層に充分の負担を求めることは同時に行うべきですが、赤字国債を発行して社会保障分野に当てるとは何ら問題がないと考えます。社会保障費、とりわけ医療分野の削減を国と自治体で行った弊害が、今回のコロナ禍において如実に現れています。恰に「命の選別」論が定期的に湧き起こるのも緊縮財政の考え方に基き、積弊財政の転換は必須です。	

Q11. 障害者権利条約の実施について

障害者権利条約は障害者差別解消法の制定などわが国に良い影響を生み出しましたが、この条約の要請と障害者の生活の現状とのギャップは依然大きく残されています。条約の完全な実施に向けて重要な取り組みを以下の課題について、貴党のお考えを記述にてお教えてください。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
<p>①現在、国会に障害者を有する議員もおり、国会においてもバリアフリー化等条約の理念に基づいた取組が始まっています。党としては、こうした動きを一層強化することが重要と考えます。裁判においても同様の条約実施の取組がすす行われていると承知しますが、こうした動きを一層強化することが重要と考えます。</p> <p>②障害者統計の充実が重要と考えます。現在、政府内で統計の充実に関する取組が進められていますが、党としても、こうした動きを後押ししていきたいと考えます。</p> <p>③党としても、条約とその理念に関する研修・意識向上活動の強化は重要と考えます。</p> <p>④障害者政策委員会は、障害者基本法第32条に基づき内閣府に設置された法定審議会であり、その任務として、障害者基本計画の実施状況の監視を通じて条約の実施状況を確認することが、障害者の権利に関する条約第1回日本政府報告において位置付けられていると認識しております。</p> <p>⑤都道府県及び市町村においては、国の策定する障害者基本計画を基本とするなど、当該自治体における障害者の状況等を踏まえ障害者統計(当該自治体における障害者のため)また、障害者基本法に基づき各都道府県、市町村に設置される審議会その他の合議制の機関において、各自自治体における障害者に関する事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視するものと認識しております。</p> <p>⑥政府における様々な委員会や意見聴取の場では、障害のある方あるいはその家族等による団体の参加があると承知しています。様々な障害のある方の声が届かないよう、党としても皆様の声に真摯に耳を傾けて、政府の取組を後押ししていく所存です。</p>	<p>①実施すべきと考えます。</p> <p>②実施すべきと考えます。</p> <p>③実施すべきと考えます。</p> <p>④実施すべきと考えます。</p> <p>⑤実施すべきと考えます。</p> <p>⑥実施すべきと考えます。</p> <p>⑦「障害者の権利に関する条約」の批准の一連の障がい者制度改革の成果を踏まえながら、2014年に批准した同条約を誠実に履行するため、条約の規定に基づいて、住み慣れた地域で、誰もが居場所と出番がある社会を実現します。</p>	<p>①国会では、議員のほか、海外からの参事、参加者など、国会を訪れる全ての障がい者の円滑な施設利用の観点から、施設面のバリアフリー化を進めています。また、参議院では、障がい者有する議員への対応として、議事審議会では、介助者の帯同、代理投票等を確認しつつ協議したほか、参事、参議院議員への対応も進められています。また、参議院議員への福祉サービスは在宅に限られ、通勤・就労中は給付を受けられないなど、国会議員としての活動時間帯については、参議院が当費用を負担することとなりました。裁判所においては、できる限り、障がい者が不自由なく裁判所施設を利用できるように、施設整備、多機能トイレ、エレベーターの整備などのバリアフリー化を進めており、今後も更に整備を進めたいと考えています。また、裁判所では裁判所における障がい者による差別の解消の推進に関する対応要請が定められており、各裁判所等において、障がい者有する当事者や近親者が、適切に意思疎通を図り、円滑に権利行使ができるようにするため、裁判官の判断で、障がいの内容や程度に応じて、手話通訳人を入付。要約筆記等による手続をを行う。また、裁判所では裁判所における障がい者による差別の解消の推進に関する対応要請に基づき、裁判官が当事者に対する手続の説明や質問をする際にも、その内容や方法に配慮するなどの措置が講じられていると承知しています。</p> <p>②2018年に策定された第4次障害者基本計画において、各分野に共通する横断的視点の一つとして、「障がい者施策のPDCAサイクルを構築し、着実に実行すること」を掲げ、2018年度を始期とする第Ⅲ期公約の整備に関する基本的な計画においても、障がい者統計の充実を図る旨が盛り込まれました。その具体的な取り組みの一環として、障がいの有無にかかわらずの比較を可能にするための統計データの整備に向け検討を、内閣府、総務省、厚生労働省が協力しながら実施しました。その際、障がい者を捉える設問の在り方については、国際的に用いられている障害に関するフントングループの質問セット)にて提案されていた設問も含めて検討が進められ、これを踏まえて、2020年度以降、関係省庁において統計的検討が行われ、2021年度から、2021年度以降の社会生活実態調査において、日常生活への支障の有無による生活時間の違いなどを把握するべく調査実施の準備が進められており、厚生労働省では、2022年に実施する国民生活実態調査において、障がい者統計の充実に向けた取組の追加の検討が進められています。</p> <p>③障がいの有無にかかわらず、支え合いながら社会で共に暮らしていくことが日常となるように、国民の理解促進に努め、広報啓発を推進していくことが重要です。様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようコミュニケーションをとり支えあう「心のバリアフリー」を社会全体で推進するとともに、「心のバリアフリー」を自分自身につなげるためのツールも活用し「心のバリアフリー」の理解を深める取り組みを進めます。相対支援に従事する方については、相対支援に関わる前に受ける最初の研修において、障害者権利条約等を踏まえ、障がい者が基本的な権利を享有するかけがえのない個人としての尊厳をいかに尊重し、社会生活を営むことができるよう生活支援が実施されること、また、障がい者は必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会に参加する主体であることについて理解するなどの講義が行われています。また、障がい者の福祉に関する相対支援を担当することとなる社会福祉士については、その養成課程において条約に関する教育のツールはなかったもの、障害者権利条約に関することが実態として教育の多くで取り上げられてきたこと、研修や、2021年度から実施される養成課程では、条約に関することを学ばなければいけないことがルールとして明確化されました。</p> <p>④障害者政策委員会は、障害者基本法に基づき、障害者基本計画の実施状況を監視し、必要があれば内閣総理大臣や関係各大臣に勧告を行うことができる重要な機関です。障害者政策委員会の円滑かつ適切な運営のため、事務局機能の充実などを図っていくべきと考えます。</p> <p>⑤障害者基本法は、第5条において、国・地方公共団体が基本原則にのっとり障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合かつ計画的に実施する責務を有することを定めており、第10条において、都道府県・市町村は障害者基本計画を策定しなければならないと定めています。障害者基本計画は、全都道府県で策定済みとなっており、市町村では全体の99.6%にあたる1,665市町村で策定済みです(2020年4月時点)。また、第36条において、都道府県・市町村は審議会その他の合議制の機関を置くことができ、この合議制の機関が施策の実施状況を監視することを定めています。</p> <p>⑥障がい者に関する施策・事業等を策定するに当たっては、障害者権利条約の理念を尊重し、同条約との整合性を確保することが重要です。「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」の考え方の下、「インクルージョン」を推進する観点から、障がい者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉えるとともに、障がい者施策の設計・評価に当たっては、障がい者の意思決定過程に参加するとともに、障がい者の視点を施策に反映させていくべきと考えます。</p>	<p>①障害者差別解消法では「三層分立的自律性をまもるため」2つの機能を対象外としています。障がい者有する議員への対応として、議事審議会では、介助者の帯同、代理投票等を確認しつつ協議したほか、参事、参議院議員への福祉サービスは在宅に限られ、通勤・就労中は給付を受けられないなど、国会議員としての活動時間帯については、参議院が当費用を負担することとなりました。裁判所においては、できる限り、障がい者が不自由なく裁判所施設を利用できるように、施設整備、多機能トイレ、エレベーターの整備などのバリアフリー化を進めており、今後も更に整備を進めたいと考えています。また、裁判所では裁判所における障がい者による差別の解消の推進に関する対応要請が定められており、各裁判所等において、障がい者有する当事者や近親者が、適切に意思疎通を図り、円滑に権利行使ができるようにするため、裁判官の判断で、障がいの内容や程度に応じて、手話通訳人を入付。要約筆記等による手続をを行う。また、裁判所では裁判所における障がい者による差別の解消の推進に関する対応要請に基づき、裁判官が当事者に対する手続の説明や質問をする際にも、その内容や方法に配慮するなどの措置が講じられていると承知しています。</p> <p>②政府自身が2016年の国連への報告で、「より障害当事者・関係者の方のニーズを踏まえたデータ収集が求められていると考えられるので、次回報告提出までの間に改善に努めたい」と記載しています。障がいの実態や意識を把握し、今後の施策の進捗や伝達手段の改善について、障がい者統計・年齢別・性別などに分類可能な統計、データ収集に取り組むべきです。</p> <p>③障害者権利条約について、「知らない人が77.9%(「障害者権利条約の周知度」内閣府2017年度)」という結果でした。圧倒的に知られていない権利条約を多くの国民に浸透させていき、障害者とかかわる議員の意識を権利条約の水準に引き上げることが重要です。</p> <p>④障害者政策委員会が独自の人事権、予算、事務局体制を持つことさらに政府から独立した機関とは言いえない現状です。障害者政策委員会が実効性ある「モニタリング機能」として機能するよう、多様な障害のある委員で構成や、女性委員の割合を増やし、予算をつけて体制を整備します。</p> <p>⑤地方自治体は数多くの社会サービスの実施主体であり、条約の水準からみて施策が実施されているかどうか、監視が必要です。国が予算を手厚く地方自治体に配分し、ゆたかな実践を保障すべきです。</p> <p>⑥障害者政策委員会は幅広い障害者団体からヒアリングや意見交換の機会をもちつつも、団体の活動の独立性を保障しながら財政上の支援を行うべきです。「私たち抜きに私たちのことを決めないで」を、いっしょでも実践します。</p>	<p>①障害者基本計画の策定及び実施がなされています。</p> <p>②令和元年度障害者統計の充実に係る調査研究報告書がまとめられ、関係省庁で具体的な検討を行うことを提言している。</p> <p>③障害者基本法第7条に国民の理解を深める必要な施策を講ずるとある。</p> <p>④障害者基本法32条で政策委員会に条約の国内実施状況の監視機能を持たせている。</p> <p>⑤障害者基本法の各項目で国及び地方公共団体が各施策を行うよう明記されている。</p> <p>⑥障害者基本法33条2項の政策委員会の委員には「障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者」が明記されている。</p>	<p>①～⑥の総論として障害者の権利に関する条約の批准の一連の障がい者制度改革の成果を踏まえながら、2014年に批准した同条約を誠実に履行するため、条約の規定に基づいて、住み慣れた地域で、誰もが居場所と出番がある社会を実現します。</p> <p>①賛成です。</p> <p>②賛成です。</p> <p>③賛成です。</p> <p>④賛成です。</p> <p>⑤賛成です。</p> <p>⑥賛成です。</p> <p>⑦①～⑥で網羅されていると思います。</p>	<p>①行政だけでなく、立法府(国会)でも司法(裁判所)でも、障害者権利条約の内容・条文解釈がきちんと浸透していると感じています。差別の禁止も解消のための合理的配慮、アクセスマ等の環境整備、法律の中の欠格条項見直しなど、自らの足元を固めるべきだと考えます。</p> <p>②統計は施策の立案・実施の基礎であり重要だと考えます。障害者と非障害者の比較だけでなく、性別による複合差別もありますので、可能な男女別の統計の収集も必要と考えます。</p> <p>③行政機関への研修は、単に条約の知識の伝達だけでなく、条約の理念や背景(障害者への特別な権利を享受し、市民としてである当り前の権利を享受するために関わってきた歴史の集大成であることを考える機会)を踏まえ、障害当事者参画の下、行われべきと考えます。</p> <p>④監視する機能は賛成ではあるが、現在の、その監視にあたるのは政府が任命した委員となっており、独立性が担保されていない状況にあることから、将来的には政府から独立した第三者委員が監視する、としたうえで第三委員を賛成です。そのためにも、都道府県・市町村の差別解消支援協議会の機能を強化すべきと考えます。</p> <p>⑤賛成です。そのためには障害者団体の連携強化が必要と考えます。全国レベルでは日本障害者フォーラムがあり、条約策定過程から批准に向けて、批准後国内での実施体制について様々な連携、パナールレポート作成や、障害者権利委員会でのヒアリング活動も進められてきました。地方レベルでも同様の動きが必要と存じます。</p> <p>⑦条約の要請と障害者の生活の現状とのギャップが大きいのは、社会において障害者への理解が進んでいないのが原因だと考えています。そもそも、ほとんどの障害者団体の条約の存在すら知らないのが現状です。これは、まずは障害者と健常者が子供の頃から分けられて育ってしまっていることから障害者への無関心が原因です。お互いが分けられて育ってしまっているため、大人になって突然社会で障害者と出会うことも、人間関係を築くことが難しく、差別をうけてしまい、共に生きていく状況に追い込まれているのが現状です。ですので、子供の頃から、お互いが共に暮らし、共に支え合うことを学ぶことが一番大切だと思います。そのうえで、子供、大人を問わず、障害者の権利や条約についての勉強会を開催したり、差別事例の収集、差別禁止条例づくりを行っていくことが大切だと考えます。</p>	<p>①行政だけでなく、立法府(国会)でも司法(裁判所)でも、障害者権利条約の内容・条文解釈がきちんと浸透していると感じています。差別の禁止も解消のための合理的配慮、アクセスマ等の環境整備、法律の中の欠格条項見直しなど、自らの足元を固めるべきだと考えます。</p> <p>②統計は施策の立案・実施の基礎であり重要だと考えます。障害者と非障害者の比較だけでなく、性別による複合差別もありますので、可能な男女別の統計の収集も必要と考えます。</p> <p>③行政機関への研修は、単に条約の知識の伝達だけでなく、条約の理念や背景(障害者への特別な権利を享受し、市民としてである当り前の権利を享受するために関わってきた歴史の集大成であることを考える機会)を踏まえ、障害当事者参画の下、行われべきと考えます。</p> <p>④監視する機能は賛成ではあるが、現在の、その監視にあたるのは政府が任命した委員となっており、独立性が担保されていない状況にあることから、将来的には政府から独立した第三者委員が監視する、としたうえで第三委員を賛成です。そのためにも、都道府県・市町村の差別解消支援協議会の機能を強化すべきと考えます。</p> <p>⑤賛成です。そのためには障害者団体の連携強化が必要と考えます。全国レベルでは日本障害者フォーラムがあり、条約策定過程から批准に向けて、批准後国内での実施体制について様々な連携、パナールレポート作成や、障害者権利委員会でのヒアリング活動も進められてきました。地方レベルでも同様の動きが必要と存じます。</p> <p>⑦条約の要請と障害者の生活の現状とのギャップが大きいのは、社会において障害者への理解が進んでいないのが原因だと考えています。そもそも、ほとんどの障害者団体の条約の存在すら知らないのが現状です。これは、まずは障害者と健常者が子供の頃から分けられて育ってしまっていることから障害者への無関心が原因です。お互いが分けられて育ってしまっているため、大人になって突然社会で障害者と出会うことも、人間関係を築くことが難しく、差別をうけてしまい、共に生きていく状況に追い込まれているのが現状です。ですので、子供の頃から、お互いが共に暮らし、共に支え合うことを学ぶことが一番大切だと思います。そのうえで、子供、大人を問わず、障害者の権利や条約についての勉強会を開催したり、差別事例の収集、差別禁止条例づくりを行っていくことが大切だと考えます。</p>

Q12-1. 障害者の政策立案決定段階の参加について(障害のある当事者)

障害者政策委員会をはじめ障害に関わる国や自治体の各種審議会などに障害当事者やその家族の参加が重要な課題となっています。この事について貴党のお考えを以下の選択肢に○をつけてお答えください。(1つ)

<p>●その他</p> <p>2018年に策定した第4次障害者基本計画において、各分野に共通する横断的視点の一つとして、障害者やその家族の政策決定過程への参画を実現し、ともに議論しながら、障害者施策を審議する国の審議会等における障害者の委員については、障害種別及び性別にも配慮して選任を行うこととしております。</p>	<p>●その他</p> <p>精神障がい、知的障がい、身体障がいの当事者やその家族の政策決定過程への参画を実現し、ともに議論しながら、障がい者政策を進めるべきと考えます。</p>	<p>●その他</p> <p>障害者権利条約に規定される障がい者の意見反映のために、改正障害者基本法(国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずる)に当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならないと定めています。同法の規定を踏まえつつも、その一方で、数値目標等を定め、障がい者の方々の意見がより反映される方法の検討が必要と考えます。</p>	<p>① 障害に関わる各種審議会に、障害当事者を全体の2分の1以上参加させるべきである。</p> <p>② 障害に関わる各種審議会に、障害当事者をおおよそ全体の3分の1以上参加させるべきである。</p> <p>③ 障害に関わる各種審議会が審議する際は、障害当事者から意見聴取を行うべきである。</p> <p>④ 障害に関わる国の審議会では、障害当事者を多く参加させるべきであるが、自治体レベルでは意見聴取を行えばよい。</p> <p>●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお答えください。</p>	<p>① 障害に関わる各種審議会に、障害当事者を全体の2分の1以上参加させるべきである。</p> <p>② 障害に関わる各種審議会に、障害当事者をおおよそ全体の3分の1以上参加させるべきである。</p> <p>③ 障害に関わる各種審議会が審議する際は、障害当事者から意見聴取を行うべきである。</p> <p>④ 障害に関わる国の審議会では、障害当事者を多く参加させるべきであるが、自治体レベルでは意見聴取を行えばよい。</p> <p>●その他</p>	<p>① 障害に関わる各種審議会に、障害当事者を全体の2分の1以上参加させるべきである。</p> <p>② 障害に関わる各種審議会に、障害当事者をおおよそ全体の3分の1以上参加させるべきである。</p> <p>③ 障害に関わる各種審議会が審議する際は、障害当事者から意見聴取を行うべきである。</p> <p>④ 障害に関わる国の審議会では、障害当事者を多く参加させるべきであるが、自治体レベルでは意見聴取を行えばよい。</p> <p>●その他</p>	<p>① 障害に関わる各種審議会に、障害当事者を全体の2分の1以上参加させるべきである。</p> <p>② 障害に関わる各種審議会に、障害当事者をおおよそ全体の3分の1以上参加させるべきである。</p> <p>③ 障害に関わる各種審議会が審議する際は、障害当事者から意見聴取を行うべきである。</p> <p>④ 障害に関わる国の審議会では、障害当事者を多く参加させるべきであるが、自治体レベルでは意見聴取を行えばよい。</p> <p>●その他</p>	<p>① 障害に関わる各種審議会に、障害当事者を全体の2分の1以上参加させるべきである。</p> <p>② 障害に関わる各種審議会に、障害当事者をおおよそ全体の3分の1以上参加させるべきである。</p> <p>③ 障害に関わる各種審議会が審議する際は、障害当事者から意見聴取を行うべきである。</p> <p>④ 障害に関わる国の審議会では、障害当事者を多く参加させるべきであるが、自治体レベルでは意見聴取を行えばよい。</p> <p>●その他</p>
---	---	--	--	---	---	---	---

Q12-2. 障害者の政策立案決定段階の参加について(障害のある当事者の家族)

前項の12-1と同様に、1つ選択してください。
 ① 障害に関わる各種審議会に、障害者の家族を全体の2分の1以上参加させるべきである。
 ② 障害に関わる各種審議会に、障害者の家族をおおよそ全体の3分の1以上参加させるべきである。
 ③ 障害に関わる各種審議会に審議する際は、障害者の家族から意見聴取を行うべきである。
 ④ 障害に関わる国の審議会では、障害者の家族を多く参加させるべきであるが、自治体レベルでは意見聴取を行えばよい。
 ●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
●その他	●その他	●その他	② 障害に関わる各種審議会に、障害者の家族をおおよそ全体の3分の1以上参加させるべきである。	●その他	●その他	② 障害に関わる各種審議会に、障害者の家族をおおよそ全体の3分の1以上参加させるべきである。	●その他
2018年に策定した第4次障害者基本計画において、各分野に共通する横断的視点の一つとして、「確かな根拠に基づいた政策立案の実現に向け、障害者施策のPOC/Aサイクルを構築し着実に実行することとして、各府省は、障害者やその家族を始めとする関係者の意見を聴きつつ、同計画に基づき取組の計画的な実施に努めることとされており	精神障がい、知的障がい、身体障がいの当事者やその家族の政策決定過程への参画を実現し、ともに議論しながら障がい者政策を進めるべきと考えます。	障害者権利条約に規定される障がい者の意見反映のために、改正障害者基本法は「国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない」と定めています。同法の規定を確かなものとするべく、数値目標等を含め、障がい者の方々の意見がより反映される方法の検討が必要と考えます。	家族ケアから社会的ケアへ脱却して、より手厚いケアのために必要なことを具体化するにも、障害のある人の家族の参加を保障すべきです。	障がい者の家族を参加させるべきだし、意見聴取も行うべき。	障害者政策の推進にあたっては、当事者のニーズを踏まえるために、当事者やそれを支える方々とともに議論をしながら進める必要があるため、障がいに関わる各種審議会に、障がい当事者やその家族をより多く参加させるべきです。	家族の参加は重要です。割合は①と調節します。	家族は障害当事者(とりわけ知的・精神障害者)の代弁者として活動してきましたが、戦七き後後心配して施設入所や、精神科病院への医療保護入所・措置入院など、本人の意思とは言えない代行決定もあります。家族の立場からの参加は、審議員の数が多いレベルでは最少人数の参加とし、自治体レベルでは各障害種1名くらいで、当事者参画を基本とし、家族からは意見聴取で良いと考えます。

Q13. 全体予算に占める障害者予算の割合と財源について

障害者に関する公的支出が国内総生産(GDP)に対する比率の国際比較で、OECD加盟国で日本は、現物給付(サービス)についてはほぼ平均であるものの、金銭給付を含む全体では依然として平均の約半分となっており、経済先進国にふさわしい障害者に関する予算を引き上げていくことが課題であると認識しています。一方、障害者予算を含めた社会保障費の増加は「財政の健全性」にとって脅威などの論調もあります。このことについて貴党のお考えを以下の選択肢に○をつけてお答えください。(1つ)
 ① 早急に上位10位以内になるよう予算を引き上げていくべきである。
 ② 時間をかけながら上位10位以内になるよう予算を引き上げていくべきである。
 ③ 上位10位以内にとどまらず、さらに予算の重点化・効率化をめざす。
 ④ 上位10位以内にとどまらず、さらに予算の重点化・効率化をめざす。
 ●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
●その他	① 早急に上位10位以内になるよう予算を引き上げていくべきである。	② 時間をかけながら上位10位以内になるよう予算を引き上げていくべきである。	① 早急に上位10位以内になるよう予算を引き上げていくべきである。	④ 上位10位以内にとどまらず、さらに予算の重点化・効率化をめざす。	●その他	① 早急に上位10位以内になるよう予算を引き上げていくべきである。	●その他
我が国の障害福祉関係予算は、利用者の増加に対応して毎年着実に増加しており、制度の持続可能性にも留意しつつ、引き続き適切な予算の確保を図っていきます。	一人ひとりが個人として尊重され、多様な価値観や生き方を認め、互いに支え合いつつ、すべての人に居場所と出番ある共生社会の実現のために必要な予算を確保します。	日本が障害者権利条約に署名した2007年当時、5,380億円だった障害福祉サービス関係予算額は、今年度1兆7303億円となり、14年間で約3.2倍に増加しました。また、ハローワーク等における障がい者の就労支援や社会参加支援の充実、地域で活躍できる環境整備等を推進し、働く障がい者は昨年6月時点で67.8万人を超え、17年連続で過去最多を更新しています。今後も着実に予算を引き上げ、施策を推進していきます。	日本が障害者権利条約に署名した2007年当時、5,380億円だった障害福祉サービス関係予算額は、今年度1兆7303億円となり、14年間で約3.2倍に増加しました。また、ハローワーク等における障がい者の就労支援や社会参加支援の充実、地域で活躍できる環境整備等を推進し、働く障がい者は昨年6月時点で67.8万人を超え、17年連続で過去最多を更新しています。今後も着実に予算を引き上げ、施策を推進していきます。	④ 上位10位以内にとどまらず、さらに予算の重点化・効率化をめざす。	●その他	予算全体で見ると障害者に関する予算は多くありません。OECD加盟の先進諸国と同様の割合の予算を確保すべきです。社会保障費の確保は、たれもが安心・安全に生活するための基盤だと考えます。	優先順位をつけることにはあまり意味を感じません。それゆえ、○は省かせて頂きました。当事者が必要とするような予算をしっかりと付けていく事が重要であると思います。もちろん、障害者予算を含めた社会保障費の増加は「財政の健全性」にとって脅威などの論調には我が党は全く賛同できません。

Q14. 貴党の障害者政策の特徴について

貴党の障害者政策で、衆議院議員選挙にあたり最も訴えたいことは何でしょうか。自由にお書きください。また、冊子やホームページなどで公表されている障害者政策をお知らせください。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
障害者基本法第1条に掲げられているとおり、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔たられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会を実現すること」が何よりも重要であると考えており、あらゆる障害者施策について、この基本的考え方に基づいて企画立案・実施してまいります。	次期衆院選に向けて政権公約や政策集を策定中です。	共生社会の実現のために、改正障害者差別解消法の円滑な施行に取り組みとともに、障がい者施策を見直しつつ、必要に応じて、障害者基本法、障害者虐待防止法など法制度の改正を行います。また、障がい者が希望に応じて就労や社会参加を実現できるよう、障がい児と家族を支えるための医療・福祉・教育などの連携強化、障がい者の情報コミュニケーションの円滑化のための意思疎通支援、高齢化や「親なき後」の対応を含めた地域の福祉基盤の整備、就労移行支援や就労継続支援の強化、通勤・通学等の移動支援など、きめ細かい支援を推進します。さらに、障がい者スポーツ・芸術の振興や、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー化を推進します。 なお、今後、公明党のホームページ(https://www.komei.or.jp)において、障がい者政策を含め、衆院選重点政策(マニフェスト)を掲載する予定です。	障害福祉を含めた社会保障を、「国民の権利」にふさわしく、命が何よりも大事にされる。ケアに手厚い社会に変えます。社会保障を「お荷物」扱いせず予算の主人にします。 本来、障害ゆえに必要な福祉や医療に負担が課せられること自体がまちがっているため、低所得世帯だけでなく、すべての障害者の福祉・医療の無料化を共産党は求めていきます。 優生思想に立ち向かい、ジェンダー平等やリプロダクティブヘルス&ライヴにもとづいた、差別や虐待、ハラメントのない障害者の尊厳ある生き方を保障します。 ●近日中に共産党のHPにアップされる「各分野の政策」の中の「障害者・障害児」政策をご覧ください。	「トランプ化」のためのセーフティネット構築に向けて、給付付き税額控除またはペーシングインカムを基軸とした再分配の最適化・統合化を本格的に検討し、年金や生活保護等を含めた社会保障全体の改革を推進する。障害のある人の所得保障にもつなげる。 ・分身ロボットなどのテクノロジー開発や、超短時間周回の導入等の規制緩和を通じ、身体・知的・精神的障がい種別にとられない障がい者雇用率の向上を推進。 ・ポストコロナ時代における働き方に鑑み、健常者のみならず障がい者就労についても通所だけでなくテレワーク(在宅就労)で行えるよう、就労支援サービスを活用できる制度とICT環境を整備。 ・長期間の介助を受けられる「重度訪問介護」のサービスについては、経済活動中にも利用可能にする等、重度障がい者が活躍できる環境を整備。 ・障がい者の社会参加に必要な情報アクセシビリティやコミュニケーション手段の保障、デジタル・デバイス(情報格差解消)のため、行政サービスを中心として情報保障の充実を図る。また、手話を言語として定める手話言語法を制定。 ・障がい児への学習・キャリア支援の改善に向けて、教員免許取得時のカリキュラム改善や部門別採用などを通じ、専門知識をもった教員の育成に努める。 ・障がい児がライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、療育(発達支援)施設の拡充など地域における療育支援体制を構築。	現在、2021年衆議院議員選挙に向けては党内で取りまとめ中です。	障害者の社会参加を推進。障害者権利条約の理念を社会の隅々まで徹底します。人間の価値を生産性で許る優生思想を許しません。だれもが安心できるインクルーシブな(孤立させたり、排除したりしない)社会を目指します。 「社会民主党2021年重点政策」 https://sdp.or.jp/priority-policy-2021/	私たちにすることは私たち抜きに何も決めるな！ 障害当事者が決める政治を実現します！